様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　隠岐広域連合長

隠岐広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者取消・停止通知書

　次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定事業者の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| サービスの種類 |  |
| 取消（停止）の理由 |  |
| 取消（停止）の日 |  |
| 停止の期間 |  |

（教示）

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、隠岐広域連合長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。
2. 処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、隠岐広域連合（訴訟において隠岐広域連合を代表する者は、隠岐広域連合長です。）を被告として提起することができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。